

平成 27 年 2 月 20 日

第 1 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成27年2月20日(金) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議会事務局長（宮武 孝利）

おはようございます。

私は、事務局長の宮武でございます。

よろしくお願い致します。

さて、本臨時会は一般選挙後の初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日出席議員の中で年長の門議員をご紹介申し上げます。

門議員、議長席の方へお願い致します。

臨時議長（門 瀧雄）

ただ今紹介を頂きました、門でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、臨時の議長を務めさせていただきます。

どうかよろしくご協力のほど、お願いを申し上げます。

開会に先立ちまして、町長より今議会の招集のご挨拶がございます。

町長（丸尾 幸雄）

みなさん、おはようございます。

皆様方におかれましては、2月8日執行されました町議会議員選挙におきまして、めでたくご当選されましたことを心からお喜びを申し上げます。

その選挙が終わった後の第1回目の臨時議会ということで、どうか今日もいろいろとご審議をいただきたいと思っております。

またこれからもどうか執行部共々一緒になって、一体となってこれからの多度津町の未来に向けて元気になってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げて開会に際してのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

臨時議長（門 瀧雄）

ただ今出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成27年第1回多度津町議会臨時会は成立しました。

これより、平成27年第1回多度津町議会臨時会を開会致します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元の配布の通りでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席と致します。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

臨時議長 (門 瀧雄)

ただ今の出席議員は、14名であります。

次に、立会人を指名致します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小川保議員、尾崎忠義議員の2名を指名致します。

投票用紙を配布致します。

念のために申し上げますが、投票は、単記無記名であります。

なお、同じ姓の議員がおられますので、姓だけでなく、氏名を完全にお書き頂きますよう特に御注意申し上げます。

(投票用紙の配布)

臨時議長 (門 瀧雄)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長 (門 瀧雄)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検致します。

(投票箱の点検)

臨時議長 (門 瀧雄)

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願い致します。

確認いたします。

投票用紙の記載は皆さん終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

臨時議長 (門 瀧雄)

終わったようですので、点呼により順次、投票を行います。

(臨時議長の点呼により、順次投票)

臨時議長 (門 瀧雄)

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長 (門 瀧雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の小川保議員、尾崎忠義議員、立会をお願い致します。

(開 票)

臨時議長 (門 瀧雄)

選挙の結果を報告致します。

投票総数 14 票、その内、有効投票 13 票、無効投票 1 票であります。

有効投票の内、志村忠昭議員 11 票、村井勉議員 1 票、尾崎忠義議員 1 票、以上の通りであります。

この選挙の法定得票数は、3.25 票であります。

よって、志村忠昭議員が議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

臨時議長 (門 瀧雄)

ただ今、議長に当選されました志村忠昭議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際でありますので、議長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(志村忠昭議員、議長当選の挨拶)

臨時議長 (門 瀧雄)

ありがとうございました。

志村議長、議長席をお願い致します。

これもちまして、臨時議長の職務は全て終了致しました。

ご協力ありがとうございました。

議長 (志村 忠昭)

ただ今議事日程の配布をしますので、少しお待ちください。

日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただ今着席のとおり指定を致します。

日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、2 番、塩野拓二君、14 番、佐々木勇君を指名致します。

日程第 5、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第 1 回臨時会の会期は、本日 1 日間と致したいと思致します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日、1日間と決定を致します。

日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議長 (志村 忠昭)

ただ今の出席議員は、14名であります。

次に、立会人を指名致します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小川保議員、尾崎忠義議員の2名を指名致します。

投票用紙を配布致します。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

なお、同じ姓の議員がおられますので、姓ではなく、氏名を完全にお書きいただきますよう特に御注意申し上げます。

(投票用紙の配布)

議長 (志村 忠昭)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長 (志村 忠昭)

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願い致します。

(議長の点呼により、順次投票)

議長 (志村 忠昭)

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の小川保議員、尾崎忠義議員、開票の立会をお願い致します。

（開 票）

議長（志村 忠昭）

選挙の結果を報告致します。

投票総数 14 票、その内、有効投票 13 票、無効投票 1 票であります。

有効投票の内、村井勉議員 12 票、尾崎忠義議員 1 票、以上の通りであります。

この選挙の法定得票数は、3.25 票であります。

よって、村井勉議員が副議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖の解除）

議長（志村 忠昭）

ただ今、副議長に当選された村井勉議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、副議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際であります、副議長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願い致します。

（村井勉議員、副議長当選の挨拶）

議長（志村 忠昭）

日程第 7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮り致します。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、総務教育常任委員会委員に、塩野拓二君、隅岡美子君、村岡清邦君、古川幸義君、庄野克宏君、佐々木勇君、私、志村忠昭の 7 名を、建設産業民生常任委員会委員に、金井浩三君、村井保夫君、小川保君、村井勉君、尾崎忠義君、渡邊美喜子君、門瀧雄君の 7 名を、それぞれ指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議ないものと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただ今指名致しました諸君をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決定を致します。

日程第 8、特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

現在、厳しい財政状況であり、また地方分権の推進が図られており、行財政運営の効率化が益々求められています。

そのため、各種事務事業等の調査・研究を行うため、委員会条例第5条の規定により、8名の委員をもって構成する行財政改革特別委員会を設置し、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も調査できるものとし、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、8名の委員をもって構成する行財政改革特別委員会を設置し、閉会中も調査することができるものとし、また、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに決定を致します。

引き続き、ただ今設置されました行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

行財政改革特別委員会委員の選任につきましても、委員会条例第6条第4項の規定により、塩野拓二君、金井浩三君、村井保夫君、隅岡美子君、村井勉君、尾崎忠義君、門瀧雄君、佐々木勇君、の8名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議ないものと認めます。

よって、行財政改革特別委員会委員の選任につきましては、ただ今指名致しました8名の諸君を選任することに決定を致します。

日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮り致します。

議会運営委員会委員の選任につきましても、委員会条例第6条第4項の規定により、隅岡美子君、小川保君、古川幸義君、村井勉君、渡邊美喜子君、庄野克宏君、の6名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただ今指名しました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定を致します。

ここでお諮り致します。

先に選任されました常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の各委員には、

委員会条例第7条により、委員長及び副委員長互選の必要がありますので、これより暫時休憩して、その間に順次、委員会の開催をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

各委員会は4階委員会室において開催致します。

ただ今より暫時休憩致します。

休憩 午前9時44分

再開 午前10時15分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続き、議会を再会致します。

休憩中の各委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

総務教育常任委員会委員長には、古川幸義君、副委員長には、塩野拓二君。
建設産業民生常任委員会委員長には、小川保君、副委員長には、金井浩三君。
行財政改革特別委員会委員長には、村井保夫君、副委員長には、佐々木勇君。
議会運営委員会委員長には、庄野克宏君、副委員長には、古川幸義君。

以上のとおり決定をされました。

日程第10、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙を行う議員は、1名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。
中讃広域行政事務組合議会議員に佐々木勇君を指名します。
お諮りします。
ただ今議長が指名しました佐々木勇君を中讃広域行政事務組合議会議員の当
選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よってただ今指名しました佐々木勇君が中讃広域行政事務組合議会議員に当選
されました。
ただ今、当選された佐々木勇議員が議場におられます。
会議規則第 33 条第 2 項の規定により、中讃広域行政事務組合議会議員の当選人
である旨の告知を致します。

日程第 11、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
選挙を行う議員は、1 名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名
推薦にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定致しました。
お諮り致します。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。
香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私を指名します。
お諮り致します。
私を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今選挙の結果は私が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人である旨の告知を行うことになっておりますが、私が当選をいたしましたので、これを省略致します。

日程第 12、議案第 1 号、多度津町学校教育施設等整備基金条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第 1 号、多度津町学校教育施設等整備基金条例（案）の制定について提案説明を申し上げます。

この条例は、中讃広域行政事務組合において設置しております「中讃ふるさと市町村圏基金」を廃止し、各市町に積立金を配分することが決定致しました。この決定を受け、町内の老朽化が深刻な、幼稚園・小学校及び社会教育施設等に環境改善、修繕を行うための財源とするため、特定目的基金となる「多度津町学校教育施設等整備基金」を設置しようとするものでございます。

基金の内容でございますが、第 1 条は、本基金設置の目的について規定するものです。

第 2 条は、基金の積立額については、一般会計歳入歳出予算で定めるものです。

第 3 条は、基金の管理については、最も確実かつ有利な方法によって、保管しなければならないことを定めるものです。

第 4 条は、基金の運用益は予算に計上して、この基金に編入するという基金運用益の処理を定めるものです。

第 5 条は、処分については、学校教育施設等の整備資金に充てる場合に限り、この基金が処分できると規定するものです。

第 6 条は、基金は、財政上必要がある場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定するものです。

第 7 条は、委任事項について定めるものです。

なお附則として、この条例は、交付の日から施行するものです。

以上、簡単ですが提案説明と致します。

よろしく、ご審議下さるようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに、決定致します。

ここでお諮り致します。

町長から、議案第2号、多度津町監査委員の選任についてが、提出されました。

これを日程に追加し、日程第13とし議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、多度津町監査委員の選任についてを日程に追加し、日程第13として議題とすることに決定します。

議案第2号を配布しますので、少しお待ちください。

日程第13、議案第2号、多度津町監査委員の選任についてを議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、門瀧雄議員の退席を求めます。

(門議員 退席)

議長(志村 忠昭)

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(丸尾 幸雄)

議案第2号、多度津町監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げて参ります。

多度津町監査委員で議員より選任する委員に門瀧雄議員を選任致したいので、

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

門氏は、多度津町日の出町11番8号にお住まいで、昭和13年6月10日生まれの76歳でございます。

同氏は、平成11年2月に多度津町議会議員に当選されて以来、5期目でありまして、その間、多度津町議会議長、副議長、総務教育常任委員会委員長等の要職を務められ、また、行財政運営につきましても、経験豊富な方でございます。人格は高潔で、多度津町監査委員として、最適任と考えますので、よろしくご同意のほどお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は原案通り同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案の通り同意することに決定致しました。

門瀧雄議員の除斥を解きます。

（門議員 着席）

議長（志村 忠昭）

門瀧雄議員に申し上げます。

ただ今、監査委員の選任については、同意することに決定をいたしましたので、お知らせを致します。

ここで、監査委員のご挨拶を受けたいと思います。

（監査委員就任の挨拶）

議長（志村 忠昭）

ここでお諮りを致します。

先程決定をしました各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

これにつきましては、会議規則第 22 条の規定により、これを日程に追加し日程第 14 として議題に致したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第 14 として議題とすることに決定致します。

申出書を配布しますので、少しお待ちください。

日程第 14、閉会中の継続調査についてを議題と致します。

お諮り致します。

ただ今お手元に配布致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定を致します。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了致しました。

これをもって平成 27 年第 1 回多度津町議会臨時会を閉会と致します。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前 10 時 34 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 27 年 2 月 20 日
第 1 回多度津町議会臨時会

臨時議長

議長

議員

議員

事務局長

書記

平成 27 年第 1 回多度津町議会臨時会議事日程

2 月 20 日（金）午前 9 時開議

日程第 1. 仮議席の指定

日程第 2. 議長の選挙

平成 27 年第 1 回多度津町議会臨時会議事日程(追加)

追加日程は、追記したもの(※)をコピーし、添付すること。

※日程 13、14